

第4期朝来市障害福祉計画



平成27年3月

朝 来 市

- 目 次 -

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 基本理念	3
5 基本目標	3
第2章 障害福祉をめぐる状況と課題	4
1 人口の動向	4
2 障害者数の動向	5
3 アンケート調査結果から見た課題	12
4 ヒアリング調査結果から見た課題	14
第3章 第3期計画の実績と第4期計画の取り組み	16
目標別のサービス内容	16
目標1 相談支援・療育体制の充実及び強化	17
（1）自立支援給付及び障害児支援	17
（2）地域生活支援事業	19
目標2 希望するサービスの確保	23
（1）自立支援給付	23
（2）地域生活支援事業	28
（3）障害児支援	34
目標3 グループホーム等の充実と入所等から地域生活への移行促進	37
（1）自立支援給付	37
（2）入院・入所者の地域移行支援	39
目標4 福祉施設から一般就労への移行等の促進	42
（1）自立支援給付	42
（2）福祉施設からの一般就労への移行支援等	44
第4章 計画の推進体制	47
資料編	48

1 計画策定の背景

国では、障害者施策の総合的な推進は、昭和45年に成立した「心身障害者対策基本法」（平成5年に「障害者基本法」に改正）を中心に、障害のある人の権利の確立や自立生活支援等へのさまざまな取り組みがされてきました。

また国際的には、平成18年に障害者の尊厳と権利を保障するための「障害者の権利に関する条約」（略して「障害者権利条約」）が国連総会で採択されており、日本は、平成26年1月「障害者権利条約」に批准したところです。

条約の締結に先立って、この間国内では関係法令の整備が行われ、平成23年には「障害者基本法」が改正されました。この改正によって、すべての人が人権を持っているという考え方にに基づき、障害の有無に関わらず、一人一人を大切に作る社会をつくることを目指すようになりました。

その後、平成24年には「障害者自立支援法」を改め、「障害者総合支援法」が成立し、地域における共生社会の実現に向けた一層の施策の充実が図られるようになりました。

その他、平成23年には「障害者虐待防止法」、平成24年には「障害者優先調達推進法」、平成25年には「障害者雇用促進法」の改正、また「障害者差別解消法」の成立など、障害者を取り巻く環境は大きく変化してきています。

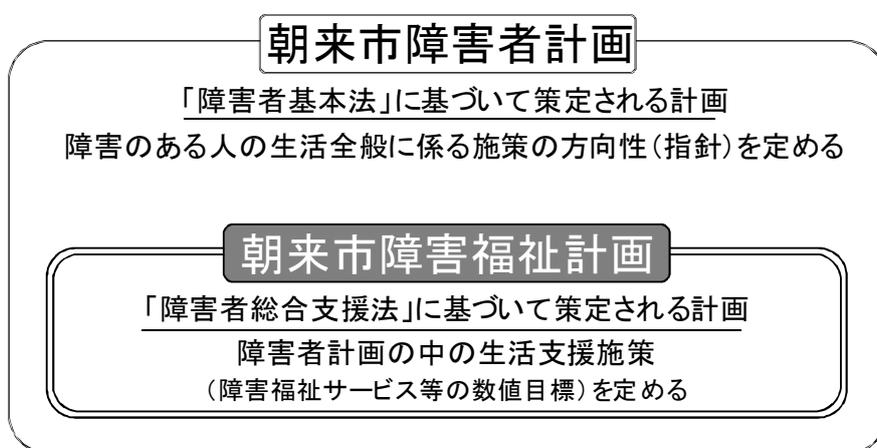
本市では、平成19年3月に、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」が一体となった「朝来市障害者計画・障害福祉計画」を策定しました。また平成21年3月には「第2期朝来市障害福祉計画」、平成24年3月には「第3期朝来市障害福祉計画」、平成26年3月に「第2期朝来市障害者計画」を策定しました。

このたび、平成26年度末で「第3期朝来市障害福祉計画」が終了するため、国や兵庫県の障害者施策全般にわたる近年の動向を踏まえながら、「第4期朝来市障害福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

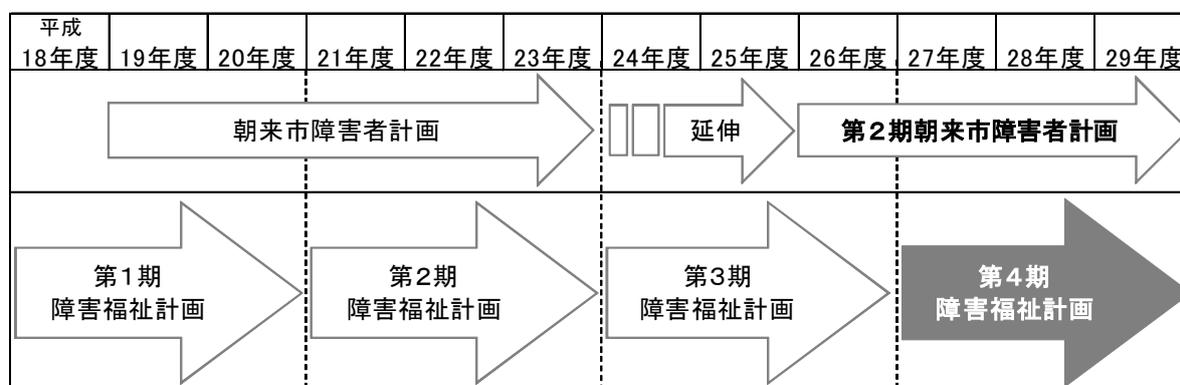
本計画は、障害者総合支援法第 88 条で定める「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する市町村障害福祉計画」として位置づけられるものです。平成 26 年に策定された「第 2 期朝来市障害者計画」における基本理念を実現するために、障害者計画に内包された生活支援施策（障害福祉サービス等の数値目標）を定めています。

また上位計画である「朝来市総合計画」や他の関連計画である「朝来市地域福祉計画」、「朝来市高齢者保健福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画」、「朝来市こども育成プラン」などとも関連して策定されています。



3 計画期間

「第 4 期朝来市障害福祉計画」は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 か年を計画期間とします。なお障害者基本法に基づく「第 2 期朝来市障害者計画」は、平成 26 年度から 29 年度までの 4 か年を計画期間としています。



4 基本理念

障害のある人もない人も、ともに助け合い 安心して暮らせるまちづくり

本計画は、「朝来市障害者計画」の理念の下、下記の点に留意して福祉のまちづくりを推進します。

- 障害のある人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生するまち
- 障害のある人が、自らの能力を最大限に発揮し、地域の中で自立して生きることが出来るまち

5 基本目標

目標1 相談支援・療育体制の充実及び強化

障害のある人やその家族からの相談に応じることができるよう、相談専門員の確保と資質の向上を図ります。障害者虐待、成年後見等の専門的相談に応じられるよう相談体制の充実、障害児相談支援の強化を図ります。

目標2 希望するサービスの確保

地域での自立した生活に必要なサービスを保障するため、身近な場所において身体機能の向上や生活に必要な介護、療育、就労のための訓練、創作的活動、地域との交流など、各種サービスの充実を図ります。

目標3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

入所等から地域での生活への移行を進めるために、居住の場としてのグループホーム等の多様な住まいの確保を図ります。

目標4 福祉施設から一般就労への移行等の社会参加を促進

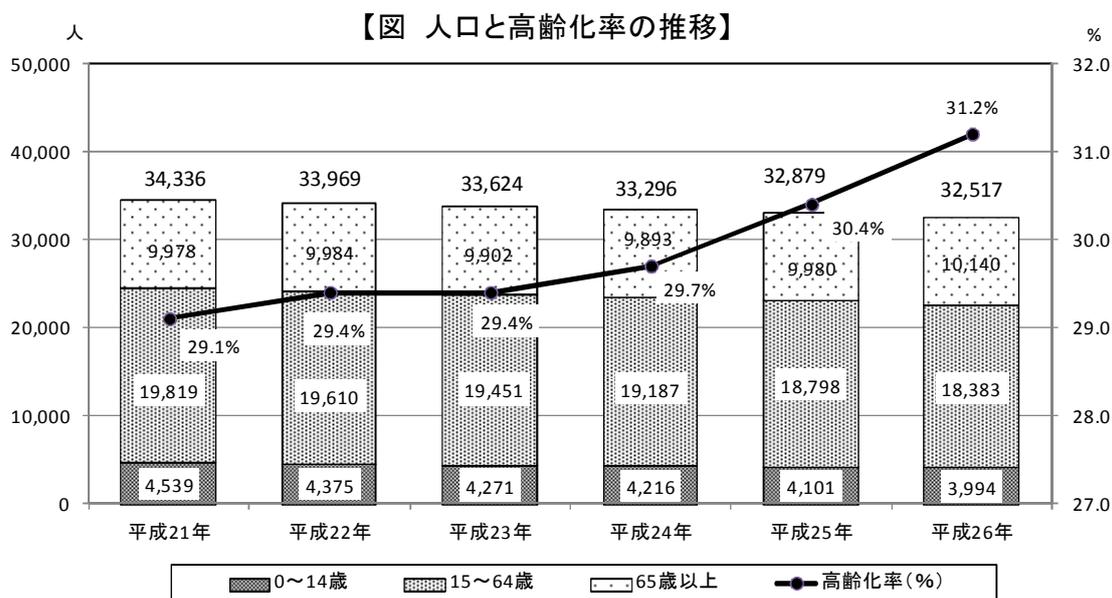
福祉施設から一般就労（企業などでの就労）への移行を進めるために、就労継続支援、就労移行支援事業等の推進をはじめ、社会参加の促進に努めます。

第2章

障害福祉をめぐる状況と課題

1 人口の動向

本市の総人口は、平成26年現在で32,517人となっており、その内訳を年齢3階級別人口でみると、0～14歳は3,994人、15～64歳は18,383人、65歳以上は10,140人となっています。0～14歳、15～64歳の人口は減少していますが、65歳以上の人口は増加しています。



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

【表 人口と高齢化率の推移】

(単位：人)

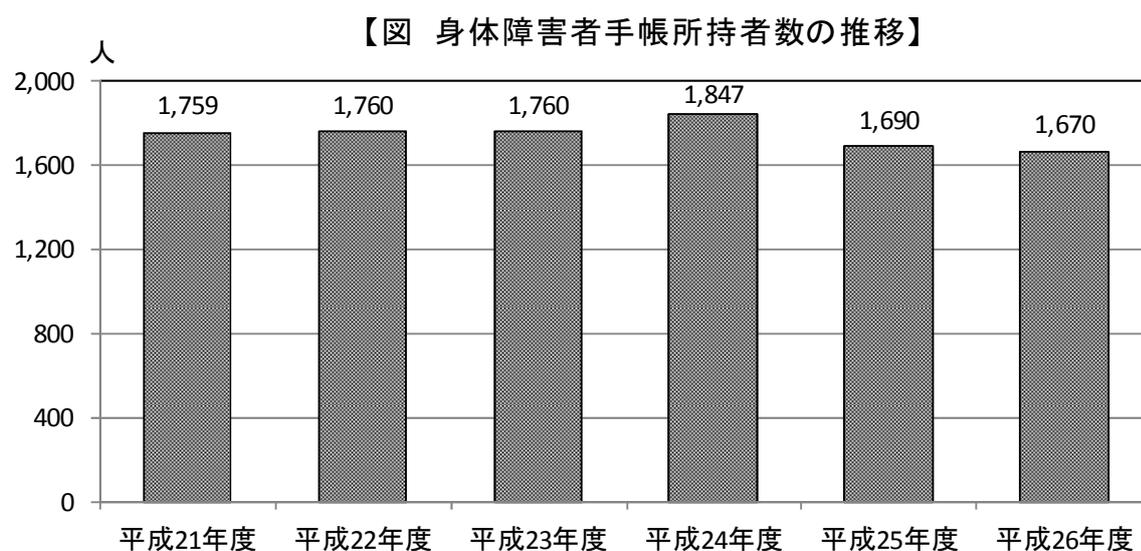
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0～14歳	4,539	4,375	4,271	4,216	4,101	3,994
15～64歳	19,819	19,610	19,451	19,187	18,798	18,383
65歳以上	9,978	9,984	9,902	9,893	9,980	10,140
総人口	34,336	33,969	33,624	33,296	32,879	32,517
高齢化率(%)	29.1	29.4	29.4	29.7	30.4	31.2

資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

2 障害者数の動向

①身体障害者手帳所持者数

平成17年の4町合併を機に改めて、朝来市における身体障害者手帳所持者を調査したところ1,818人が手帳を所持されていました。その後は新規交付、転入、転出、死亡はあっても、ほぼ横ばいの状況でしたが、平成25年度より減少傾向になっています。



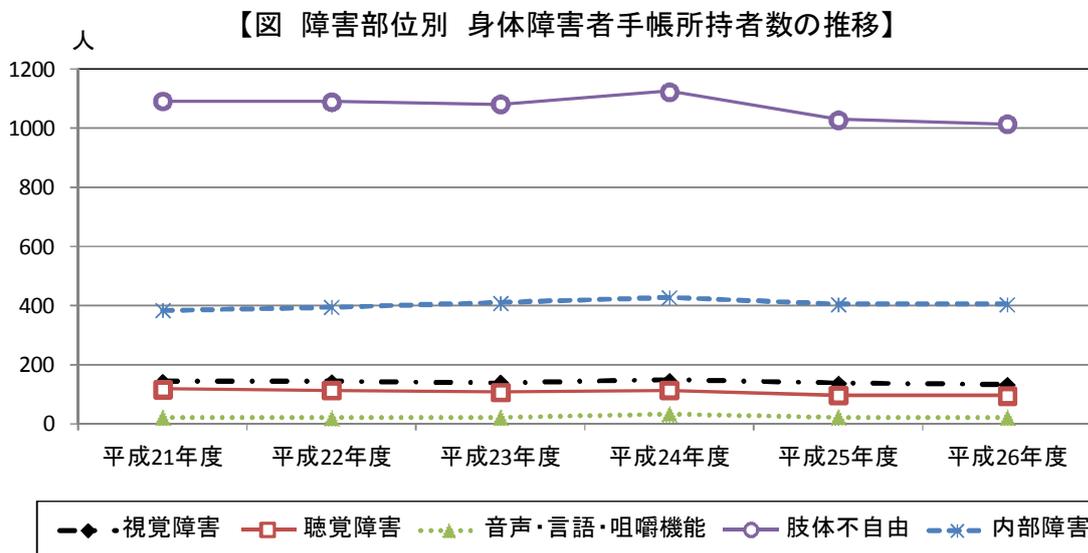
【表 身体障害者手帳所持者数の推移】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者手帳所持者数(人)	1,759	1,760	1,760	1,847	1,690	1,670
前年度からの伸び率(%)	-	100.1	100	104.9	91.5	98.8

※ 平成21年度～平成25年度 3月末日現在

※ 平成26年度 10月1日現在

障害部位別では、平成26年度では、「肢体不自由者」が最も多く1,016人(60.8%)となっています。その次に「内部障害」が404人(24.2%)、「視覚障害」が133人(8.0%)などとなっています。



【表 障害部位別 身体障害者手帳所持者数の推移】

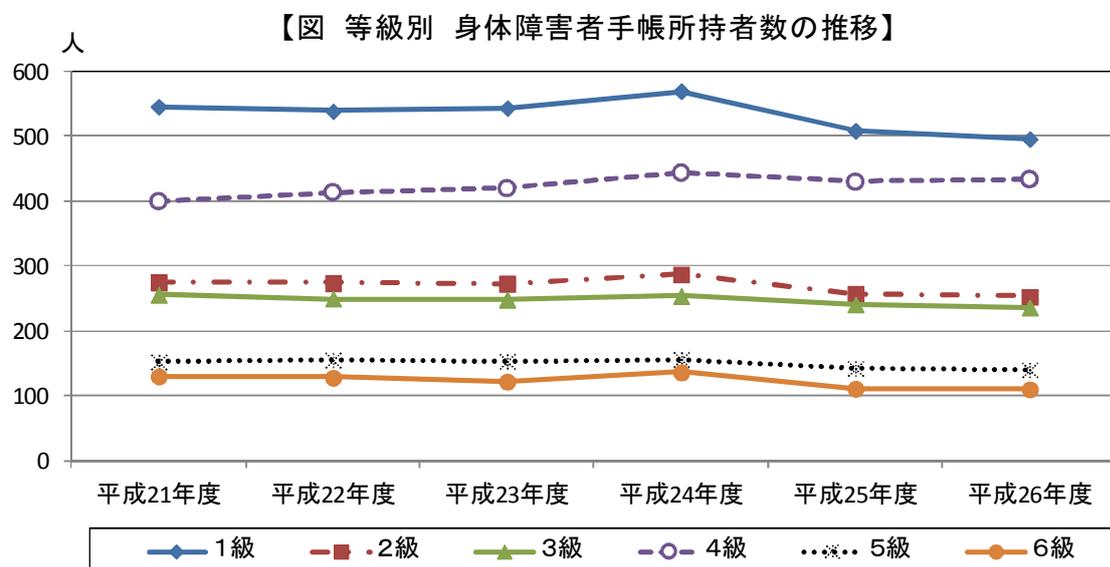
(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
視覚障害	142	141	140	146	137	133
聴覚障害	117	114	107	115	97	95
音声・言語・咀嚼機能	22	20	22	34	23	22
肢体不自由	1,093	1,090	1,083	1,124	1,029	1,016
内部障害	385	395	408	428	404	404
合計	1,759	1,760	1,760	1,847	1,690	1,670

※ 平成21年度～平成25年度 3月末日現在

※ 平成26年度 10月1日現在

等級別では、平成23年度は、「1級」が最も多く496人（29.7%）、その次に「4級」が434人（26.0%）、「2級」が253人（15.1%）などとなっています。



【表 等級別 身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1級	546	539	544	570	509	496
2級	275	274	273	287	257	253
3級	256	250	248	254	241	236
4級	400	414	420	444	430	434
5級	152	155	153	156	142	140
6級	130	128	122	136	111	110
合計	1,759	1,760	1,760	1,847	1,690	1,670

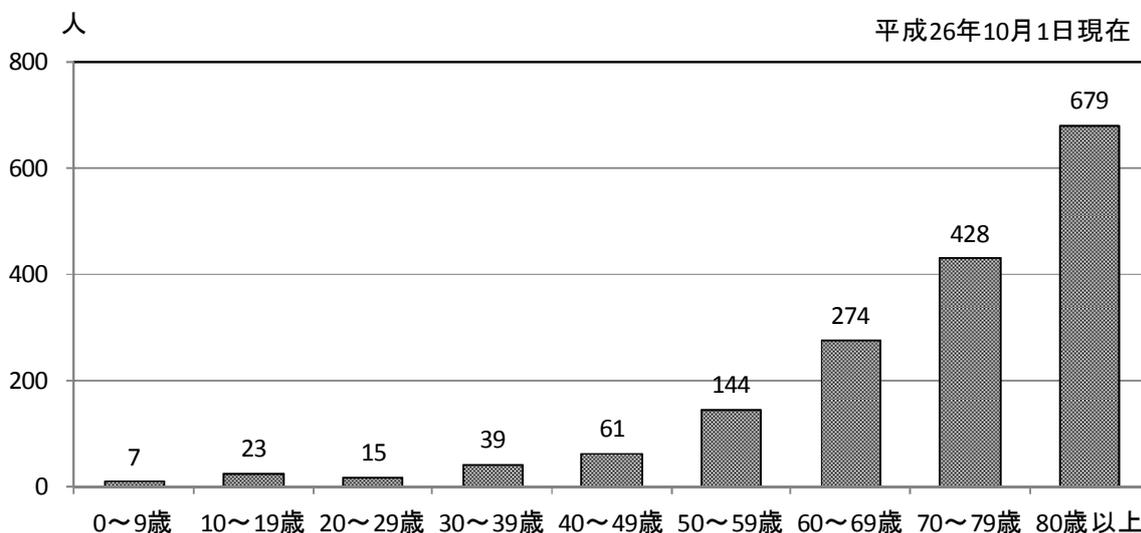
注) 平成26年度はその他を含むため合計が一致しない

※ 平成21年度～平成25年度 3月末日現在

※ 平成26年度 10月1日現在

年齢別では、80歳代が最も多く679人となっており、また年代別人口での構成比も40.7%と最も高くなっています。次いで、70歳代が428人で年代別構成比25.6%となっており、70歳以上で6割強を占めています。

【図 年齢別 身体障害者手帳所持者数】



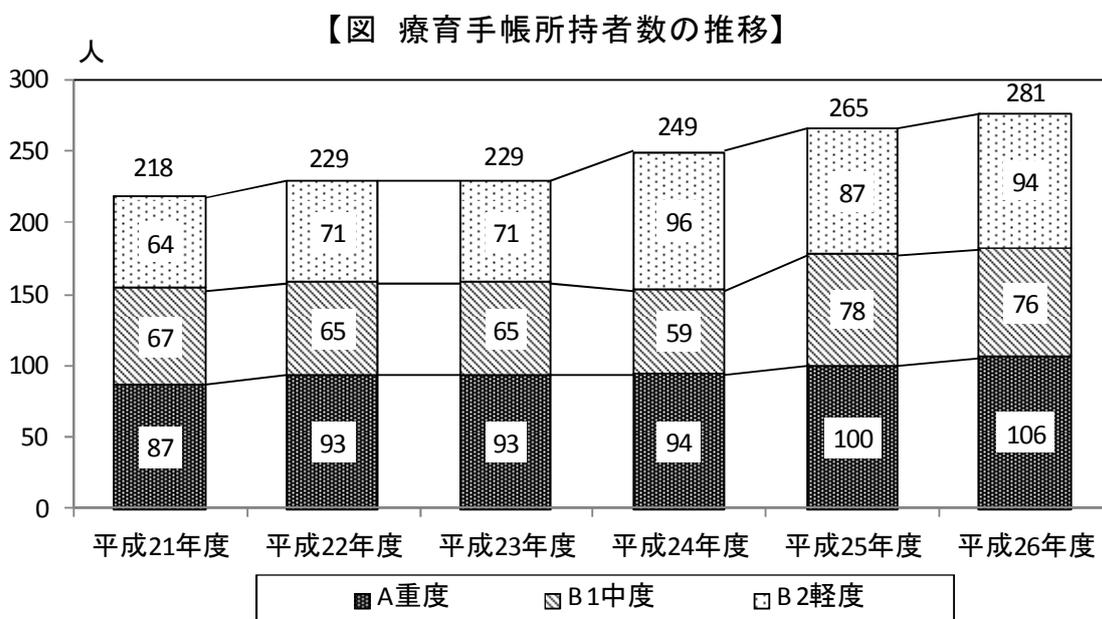
【表 年齢別 身体障害者手帳所持者数】

平成26年10月1日現在

年齢	手帳所持者数		人口に占める割合(%)
	人数(人)	構成比(%)	
0～9歳	7	0.4	0.3
10～19歳	23	1.4	0.7
20～29歳	15	0.9	0.5
30～39歳	39	2.3	1.2
40～49歳	61	3.7	1.6
50～59歳	144	8.6	3.5
60～69歳	274	16.4	5.6
70～79歳	428	25.6	11.3
80歳以上	679	40.7	16.8
合計	1,670	100.0	5.2

②療育手帳所持者数

療育手帳所持者は、平成26年度では、「A重度」が最も多く106人（38.4%）、その次に「B2軽度」が94人（34.1%）、「B1中度」が76人（27.5%）となっています。



【表 療育手帳所持者数の推移】

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
A重度	87	93	93	94	100	106
B1中度	67	65	65	59	78	76
B2軽度	64	71	71	96	87	94
合計	218	229	229	249	265	281
前年度からの伸び率(%)	-	105.0	100.0	108.7	106.4	106.0

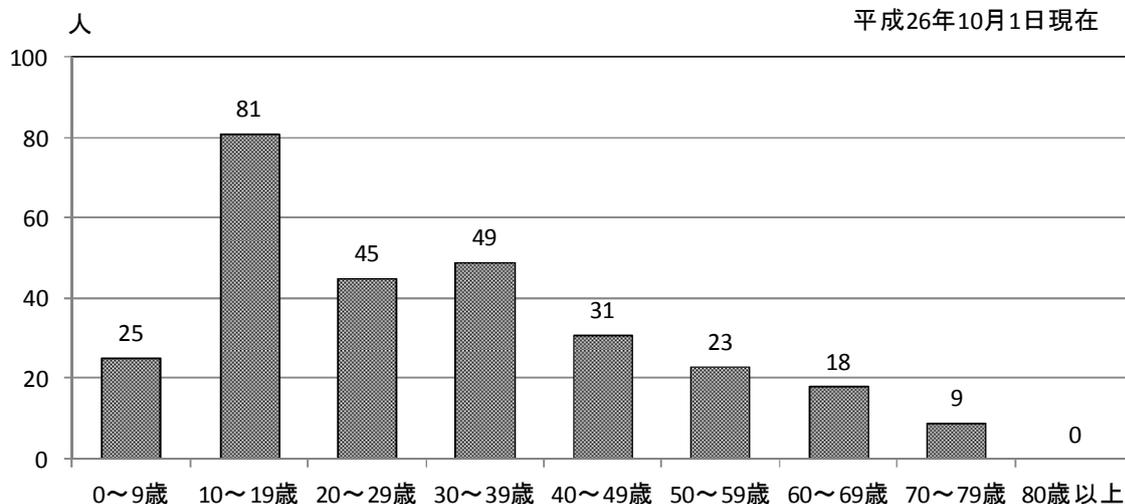
注) 平成26年度はその他を含むため合計が一致しない

※ 平成21年度～平成25年度 3月末日現在

※ 平成26年度 10月1日現在

年齢別では、10歳代が最も多く、81人となっています。0歳～29歳までで半数以上（53.7%）を占めています。

【図 年齢別 療育手帳所持者数】



【表 年齢別 療育手帳所持者数】

平成26年10月1日現在

年齢	手帳所持者数		人口に占める割合(%)
	人数(人)	構成比(%)	
0～9歳	25	8.9	1.0
10～19歳	81	28.8	2.6
20～29歳	45	16.0	1.6
30～39歳	49	17.4	1.5
40～49歳	31	11.0	0.8
50～59歳	23	8.2	0.6
60～69歳	18	6.4	0.4
70～79歳	9	3.2	0.2
80歳以上	0	0	0
合計	281	100.0	0.9

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

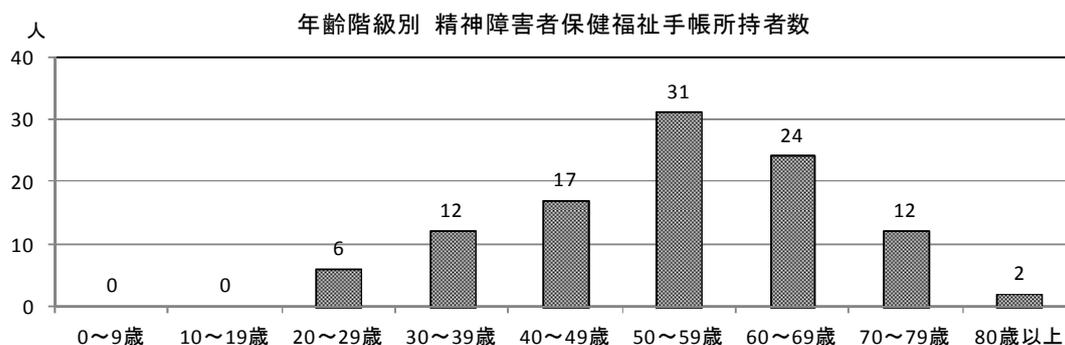
精神障害者保健福祉手帳所持者数は横ばいとなっており、平成26年度現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は104人となっています。

【表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

		(単位:人)					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1級		14	16	20	19	20	17
2級		63	71	72	73	70	65
3級		15	22	26	25	24	22
合計		92	109	118	117	114	104
伸び率	手帳所持者(%)	-	118.5	108.3	99.2	97.4	91.2

※ 平成21年度～平成25年度 3月末日現在

※ 平成26年度 10月1日現在



※ 平成26年度 10月1日現在

【表 年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数】

平成26年10月1日現在

年齢	手帳所持者数		人口に占める割合(%)
	人数(人)	構成比(%)	
0～9歳	0	0	0
10～19歳	0	0	0
20～29歳	6	5.8	0.2
30～39歳	12	11.5	0.4
40～49歳	17	16.3	0.4
50～59歳	31	29.8	0.8
60～69歳	24	23.1	0.5
70～79歳	12	11.5	0.3
80歳以上	2	1.9	0
合計	104	100.0	0.3

3 アンケート調査結果から見た課題

「第2期朝来市障害者計画」では、策定過程において、平成25年10月アンケート調査を実施しました。調査対象は、市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などを所持している人全員です。ここでは、「障害福祉計画」に関係する部分を中心に、4つの基本目標に沿ってその主な課題についてまとめました。

① 相談支援について

「心配ごとや悩みごとがあった場合の相談先」を尋ねたところ、18歳以上の大人では、「家族・親族」79.7%と圧倒的に多く、次いで「医師・看護師・ソーシャルワーカー」19.4%、「友人・知人」17.8%となっています。「相談しやすい体制」についての設問では、「信頼できる相談者がいる」が最も多く、次いで「曜日や時間に関係なく、いつでも相談できる」や「身近な場所で相談できる窓口がある」となっています。

18歳未満の児童においては、相談先では「家族・知人」が82.7%と最も多いのは大人の場合と同様ですが、次いで「通学先の先生」が63.5%となっており、日頃身近に接している先生との関わりがいかに大切かが伺えます。

また18歳未満では、「困りごとや悩みごとを安心して相談できるところが身近にある」と感じていない人は、18歳未満、18～39歳で4割近くとなっている一方で、40～64歳では3割程度、65歳以上では2割程度となっています。年齢が低くなるにつれて、安心して相談できるところが身近にないと感じている人が多くみられます。

一方で障害種類別では、65歳以上の精神障害者が相談できる人が無いと答えていることから、なるべく身近な所での相談支援を行い、家族だけではなく、関係機関を含めた地域全体での見守り体制を作っていくことが必要と思われます。

② 障害福祉サービスの利用について

「今後3年以内に利用したい（利用を続けたい）サービス」を尋ねたところ、最も多かったのが、「いずれも利用するつもりはない」の25.3%でした。次いで「障害者タクシー利用料金助成」が23.4%、「居宅介護」が10.2%となっています。年齢別に見ると、一番多いのが、18歳未満では「放課後等デイサービス」、18～64歳では「いずれも利用するつもりはない」、65歳以上では「障害者タクシー利用助成」となっています。障害の種類別に見ると、身体障害者では「いずれも利用するつもりはない」、知的障害者では「就労継続支援B型」、精神障害者は「自立支援医療」が最も多くなっています。

このように「いずれも利用するつもりはない」が年齢・障害別ともに上位を占めていることから、本市において、各種障害福祉サービスへの理解が不十分である可能性が高いと考えられ、各種障害福祉サービスの周知を強化する必要があります。

③ 地域生活への移行促進について

福祉施設や病院で過ごしている障害のある人が、住み慣れた地域で暮らすためには、様々な環境整備が必要です。アンケートの調査で、「朝来市全体や住んでいる環境整備の程度」について聞いた所、18歳以上の障害者においては、特に「生活支援」において、「身の回りの用事や家事を助けてくれるサービスがいつでも受けられ、もしひとり暮らしになっても、不安がない」については、「わからない」が34.4%と最も高い数字となっています。同様に「仕事をしたり、趣味を楽しんだりしながら、同じ障害のある仲間と過ごす場所が身近にある」についても、「わからない」が36.5%と最も多くなっています。

また「障害福祉充実のために今後重要と考える施策」についての設問では、「グループホームなど地域での生活の場の整備」と回答した人は、18歳以上では、14.0%となっており、最も希望の多い「入所施設の整備」の28.0%に比べるとかなり開きがあります。しかし一方で、18歳未満においては、「入所施設の整備」は32.7%、「グループホームなど地域での生活の場の整備」が30.8%となっており、あまり大差がない状況です。

こうしたことから特に若い世代において、グループホームを求める声が多く、今後の方向性として地域で生活ができるような環境整備をさらに進めていくことが必要です。

④ 就労支援について

「毎日の過ごし方」を尋ねたところ、最も多かったのが「特に何もせず家で過ごしている」の30.6%、次いで「家で家事を手伝っている」の23.7%となっており、「仕事をして収入を得ている」は15.1%と3番目となっています。障害の種類別にみると、知的障害者は34.3%と、身体障害者、精神障害者と比べて、最も多く仕事に従事していることが伺えます。

次に「働くため、または働き続けるために望むこと」の設問では、18～39歳、40～64歳において「職場の人に障害を理解してほしい」が最も多く、障害の種類別では、知的障害者、精神障害者で多くなっており、障害への理解を進めることが切実な課題となっていることが伺えます。

また「現在の働き方」の設問では、「パート、アルバイト、臨時雇用」、「正社員」、「自営業」が6割を超えて占めており、「就労継続支援B型」は12.6%、「就労継続支援A型」は1.6%となっています。「月収」について聞いたところ、「1～5万円未満」が最も多く28.4%となっており、次いで「5～10万円未満」が17.4%、「10～15万円未満」が12.6%、「1万円未満」も12.1%となっています。

障害があっても社会と関わりを持ち、安心して働き続けられるように、身近な地域で働く場所を確保することが求められています。

4 ヒアリング調査結果から見た課題

「第2期朝来市障害者計画」では、策定過程において、障害者施策に関係する4つの障害者団体・3つの事業所に対して紙面等によるヒアリング調査を実施しました。ここでは、「障害福祉計画」に関係する部分を対象に、4つの基本目標に沿って、その主な課題についてまとめました。

① 相談支援について

相談支援については、「市内の相談支援事業所及び相談支援件数が現状の障害者に対して、圧倒的に不足している」「障害のある方が福祉サービスを利用される以前に、どこで誰に相談すればいいのかわからない」などの声が上がっています。また親が家庭内で問題を抱え込んでいて、介護保険サービスの利用によって、初めて障害福祉の相談へとつながる事例も多く見られるようになっていきます。

こうしたことから一層の相談窓口の周知徹底を図るとともに、障害のある人やその家族が抱える様々な生活課題や問題を、身近な所で気軽に相談できる体制の構築など、相談支援体制の強化に取り組む必要があります。

② 障害福祉サービスの利用について

障害福祉サービスについては、「精神障害のデイケアが少ない」「緊急時に預かってくれる場所がない。そもそも知的障害者は簡単に預けることができない。」「ショート利用できる施設がない」など、現状のサービス提供の不足を指摘する声が多くありました。

また、知的障害や発達障害のある人、障害のある乳幼児などを緊急時に預かってくれる受け入れ先がない、障害児や特別支援学校卒業時の日中生活を支える受け皿が不足しているという声なども挙がっていました。

これまで、障害福祉サービスの確保にあたっては、各サービス提供事業者や障害者団体の協力を得ながら整備を進めてきましたが、市内でのサービス提供事業者は限られている状況にあります。そのため、障害のある人やその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、各種サービスの確保に取り組んでいく必要があります。

またヒアリング調査では、介護・介助力の低い家族が見られる点が指摘されています。障害のある人への支援として、成年後見制度利用支援事業や市社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業が実施されています。調査では、成年後見制度への取り組みの必要性を指摘する声が多く見られ、今後もこれらの事業を継続して取り組む必要があります。

③ 地域生活への移行促進について

障害者が身近な地域で暮らし続けるためには、「単身でアパート等に住める方はいいが、何らかの支援が必要な人はグループホーム等の受け入れ先が不十分で、短期入所の受け入れ先も少ない」など、障害の種類に関係なく、グループホームの整備や短期入所を求める要望が多くありました。また利便性の良いところへの整備や、空き家や地域のアパート活用による増設など、グループホームの整備に向けた具体的な意見も見られました。

市では、平成24年からグループホームを増床し、整備を進めていますが、今後、地域移行をさらに進めていくためにも、グループホームの整備の充実を図っていく必要があります。

④ 就労支援について

ヒアリング調査では、障害のある人のニーズに合った相談先が求められているとともに、就労先としての選択肢の少なさが指摘されています。また、難病患者のうち、働き盛りの40～50歳代で発症した人は病気を隠したまま、働き続けている人も多いとの声も挙がっていました。そのため、企業の障害者雇用への理解を高めながら、雇用の場を確保していくとともに、就労を継続できる支援体制を構築していく必要があります。

また就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所の設置を求める意見があった他、特別支援学校の卒業生の受け入れ先である生活介護や就労継続支援B型などが定員を満たしており、日中活動の場が確保できないとの声もありました。今後は、障害のある人の日中活動の場として、福祉的就労は必要なものであり、サービス提供事業者の確保に向けて取り組んでいく必要があります。

また福祉的就労の工賃向上に向けた取り組みについても、さらなる向上に向けて取り組む必要があります。

第3章

第3期計画の実績と第4期計画の取り組み

【目標別のサービス内容】

- 目標1 相談支援・療育体制の充実及び強化
- 目標2 希望するサービスの確保
- 目標3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- 目標4 福祉施設から一般就労への移行等の社会参加を促進

基本目標	自立支援給付	地域生活支援事業	障害児支援
目標1	計画相談支援 地域移行・地域定着支援事業	相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 理解促進研修・啓発事業	障害児相談支援
目標2	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 短期入所 生活介護 自立訓練 療養介護	意思疎通支援事業 手話奉仕員養成研修事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 自発的活動支援事業 地域活動支援センター事業 その他の事業	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
目標3	共同生活援助 （グループホーム） 施設入所支援		
目標4	就労移行支援 就労継続支援		

【目標1】 相談支援・療育体制の充実及び強化

(1) 自立支援給付及び障害児支援

① 相談支援

◎計画相談支援

障害福祉サービスの利用者に、サービス等利用計画の作成やモニタリングの支援を行います。

◎地域移行支援

入院中の精神障害者や入所中の障害者が地域に移行できるよう、退院や退所の促進・支援を行います。

◎地域定着支援

地域での生活を始めた人が安心して生活できるよう、支援を行います。

◎障害児相談支援

障害のある児童が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する前に、障害児支援利用計画の作成やモニタリングの支援を行います。

【現状と課題】

計画相談支援は、平成25年度までの実績は毎年10人程度でしたが、平成27年4月からサービス等利用計画の作成が障害福祉サービス受給者全員に実施されるようになることから、平成26年度においては大幅に対象者が増加する見込みです。

現在、市内事業者は恵生園相談支援事業所、あさごふれ愛の郷あおぞら相談支援事業所の2か所、市外事業者は出石精和園相談支援事業所の1か所で対応しています。

また障害児相談支援は、あさごふれ愛の郷あおぞら相談支援事業所と、今年度からエスポワールこじか相談支援事業2カ所で実施されています。

地域移行支援と地域定着支援は、市内に該当する事業所が無いのですが、実績は1人となっています。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

計画相談支援は、平成26年度以降に順次実施していますが、平成27年度からすべての受給者に実施する予定です。今後3年間で年間10人、計30人の新規利用者が増加すると見込んでいます。事業者は現在の市内と市外の合計3事業所での対応を予定しています。

地域移行支援と地域定着支援は、平成25年度までは実績0人ですが、平成26年度には地域移行支援の実績が1人となっています。平成28年度以降、市内に地域移

第3章 第3期計画の実績と第4期計画の取り組み

行支援・地域定着支援事業の1事業所を開設されることを見込んで、平成27年度には月あたり4人、平成28年度に6人、平成29年度には8人を見込んでいます。

障害児相談支援は、現在2カ所で開催されていることから、引き続き事業を拡充し、平成29年度には月あたり利用者数78人と増加の見込みとしています。

月あたりの平均利用人数

計画相談支援	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	37人	85人	158人	230人	240人	250人
実績値	10人	9人	150人			
達成率	27.0%	10.6%	94.9%			

月あたりの平均利用人数

地域移行支援	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	18人	18人	20人	4人	6人	8人
実績値	0人	0人	1人			
達成率	0.0%	0.0%	5.0%			

月あたりの平均利用人数

地域定着支援	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	17人	19人	23人	4人	6人	8人
実績値	0人	0人	0人			
達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

月あたりの平均利用日数

障害児相談支援	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	—	—	—	72人	77人	78人
実績値	—	0人	65人			

(2) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

◎障害者相談支援事業

障害のある人や保護者または介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与、権利擁護に必要な補助等、障害のある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。

◎基幹相談支援センター

身体障害、知的障害、精神障害のある人の相談を総合的に行い、地域において相談支援の中核的な役割を担う機関です。

◎基幹相談支援センター等機能強化事業（第3期では市町村相談支援機能強化事業）

相談支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、専門的な能力を有する職員を配置して相談支援機能の強化を図ります。

◎住宅入居等支援事業

公営住宅・民間賃貸住宅等への入居を希望しながら保証人がいないなどの理由によって、入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等や、家主への相談・助言を行い、入居支援します。

◎地域自立支援協議会

障害のある人の地域生活を支援するために、障害福祉サービス事業者や教育、就労などの関係者により構成され、地域で生活する障害者の支援における課題について協議するほか、情報共有や連携などを図り、地域生活の環境整備にむけて活動を行います

【現状と課題】

相談支援事業は、計画値では出石精和園地域支援センターの1カ所でしたが、市内と市外の事業所によって、平成26年度には4カ所での実施ができるようになっていきます。

設置数は増加していますが、一人ひとりに応じたサービスの提供ができるように、専任職員の確保と資質向上を図ることが必要です。

基幹相談支援センター、住宅入居支援等事業は、現在実施しておりません。

また地域自立支援協議会は、朝来市と養父市で南但馬自立支援協議会を共同設置し、広域的に南但馬のサービスについて、検討を行っています。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

障害者相談支援事業は、平成24年度には恵生園相談支援事業所、平成25年度にはあさごふれ愛の郷あおぞら相談支援事業所に事業委託し拡充を図っています。

また障害児相談支援事業については、平成26年10月からは養父市のエスポワールこじか相談支援事業でも実施されています。このように平成26年度からは4カ所で実施されていることから、平成27年度以降はさらに市内、市外の事業所間の連携を深めることとし、障害やそれぞれの事情に応じた適切な支援ができるように、研修等を通じてサービスの充実に努めます。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、相談支援機能の強化し引き続き実施します。南但馬自立支援協議会は、養父市との共同設置の利点を生かし、当事者の声をお聞きしながら、よりきめ細かなサービスの向上を図れるように努めます。

		第3期計画期間			第4期計画期間		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者 相談支援事業	計画値	1カ所	1カ所	1カ所	4カ所	4カ所	4カ所
	実績値	2カ所	3カ所	4カ所			
	達成率	200.0%	300.0%	400.0%			
基幹相談 支援センター	計画値	-	-	-	0カ所	0カ所	1カ所
	実績値	無	無	無			
基幹相談支援セ ンター等機能強 化事業	計画値	2カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所
	実績値	有	有	有			
住宅入居等 支援事業	計画値	-	-	-	0カ所	0カ所	0カ所
	実績値	無	無	無			
地域自立 支援協議会	計画値	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	実績値	1カ所	1カ所	1カ所			

② 成年後見制度利用支援事業

◎成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業とは、判断能力が不十分な者である一定の要件に該当する方に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人の報酬を助成する制度です。

【現状と課題】

実績としては、平成24年度1人、平成25年度以降0人となっていますが、計画では、平成26年度には3人を見込んでいます。市民への制度の周知も課題ですが、

困窮しているケースがないか等相談支援事業の充実を図り、地域の実態把握に努める必要があります。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

平成27年度は0人ですが、平成28年度1人、平成29年度2人を見込んでいます。相談支援を実施している事業所や、社会福祉協議会や南但馬自立支援協議会などを通じて、困窮している人がいないか、実態把握と情報の共有に努めます。

年間の実利用人数

成年後見制度 利用支援事業	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	有 1人	有 2人	有 3人	有 0人	有 1人	有 2人
実績値	1人	0人	0人			
達成率	100.0%	0.0%	0.0%			

③ 成年後見制度法人後見支援事業

◎成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制づくりを進めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

第4期からのサービスであり、平成29年度に事業を開始できるよう、体制の整備に努めます。

実施の有無

成年後見制度 法人後見 支援事業	第4期計画期間		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	無	無	有

④ 理解促進研修・啓発事業

◎理解促進・啓発事業

障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者への理解を深めるための研修・啓発活動を行います。

【現状と課題】

項目変更にともない、平成25年度から地域活動支援事業に位置づけられました。平成25年度に障害の理解を深めるためのパンフレット作成の実績があります。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

障害者への一層の理解を深めるため、平成27年以降は継続して研修・啓発活動に取り組みます。

実施の有無

理解促進研修・啓発事業	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	—	—	—	有	有	有
実績値	—	有	無			

【目標2】 希望するサービスの確保

(1) 自立支援給付

①訪問系サービス及び短期入所

◎居宅介護

自宅で、入浴、排泄、食事等の介護を行います。また、家事の援助、通院の介助などを行います。

◎重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介助、外出時における移動支援などの補助を行います。（平成26年4月から、重度の肢体不自由者に加え、重度の知的・精神障害者で行動障害がある人にも対象が拡大されました。）

◎同行援護

重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して、代読などの支援や、食事やトイレなどの介護を行います。

◎行動援護

行動が困難で常に介護が必要な人に、必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。

◎重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高いと認められた人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。

【現状と課題】

訪問系サービスでは、市内に朝来市社会福祉協議会いきいき介護支援センターの1事業所しかなく、同行援護の利用は市外の事業所に頼っています。重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用実績は0人です。身近な地域でサービスが提供できるように、事業所間の連携を図り、支援につなげる必要があります。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

訪問系サービスの居宅介護等の利用者数は、兵庫県下でも相対的に少なくなっており、サービス提供事業所を育成することが必要です。平成27年度は今年と同じ事業所数ですが、平成28年度以降はもう1カ所事業所の開設を見込んでおります。

同行援護事業は、来年度は3人と見込んでいますが、平成28年度には事業所をもう1カ所増設すると見込んで、平成28年度は5人、平成29年度には6人として見込んでいます。

第3章 第3期計画の実績と第4期計画の取り組み

現在サービスの提供ができていない事業についても、重度訪問介護では、来年度以降1人の利用を、また行動援護では、来年度は0人ですが、平成28年度には事業所の開設を見込んで、平成28年度1人、平成29年度2人としています。重度障害者等包括支援は、計画の最終年である平成29年度に事業所の開設を見込んで、利用者1人としています。

上段：月あたりの平均利用人数

下段：月あたりの平均利用時間

居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	47人 1,297時間	54人 1,352時間	61人 1,408時間	32人 468時間	40人 554時間	48人 640時間
実績値	37人 494時間	31人 469時間	26人 386時間			
達成率	78.7% 38.1%	57.4% 34.7%	42.6% 27.4%			

◎短期入所

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間を含め施設等において、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【現状と課題】

利用人数は横ばいですが、利用日数は増加しています。市内事業者が少ないため、広域連携によって、利用が阻害されないように取り組むことが必要です。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

平成24年度から平成26年度実績を勘案するとともに、事業所は2事業所から1事業所増えることを見込み、平成27年度以降の見込量を算出しています。

上段：月あたりの平均利用人数

下段：月あたりの平均利用日数

短期入所	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	25人	30人	35人	31人	34人	37人
	100人日	120人日	140人日	75人日	82人日	90人日
実績値	29人	29人	29人			
	58人日	70人日	70人日			
達成率	116.0%	96.7%	82.9%			
	58.0%	58.3%	50.0%			

②日中活動系サービス

◎生活介護

常に介護を必要とする人に、施設での入浴、排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

【現状と課題】

生活介護は、利用人数はあまり変わりませんが、利用日数は若干減少傾向にあります。市内事業所の定員に限りがあるため、日中活動の場の確保が課題となっています。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

平成24年度から平成26年度実績を勘案して、平成27年度以降の目標量を見込んでいます。平成27年度と平成29年度に新規事業所が設置されることを見込み、その増加分を上乗せした見込量としています。

上段：月あたりの平均利用人数

下段：月あたりの平均利用日数

生活介護	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	85人	90人	95人	90人	100人	110人
	1,837人日	2,109人日	2,419人日	1,710人日	1,900人日	2,090人日
実績値	86人	87人	88人			
	1,546人日	1,732人日	1,672人日			
達成率	101.2%	96.7%	92.6%			
	84.2%	82.1%	69.1%			

◎自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

どちらの訓練も地域生活への移行を目指して取り組むものですが、機能訓練は、身体障害者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練のほか、コミュニケーション・家事等の訓練や日常生活上の相談支援などを行います。また生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援の他、日常生活上の相談支援などを行います。

【現状と課題】

自立訓練（機能訓練）は、利用者は増加せず、利用日数も計画値を大きく下回る結果となっています。施設が市外にあり、利用しにくいことも考えられます。

また自立訓練（生活訓練）は、これまで南但馬圏域に事業所が無く、利用者がありませんでした。平成24年度から市外の事業所を利用されるようになり、利用者数と利用時間がともに増加しています。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

自立訓練（機能訓練）は、平成26年度2人の実績見込みであることから、来年度は3人として、それ以降は年に1人ずつの増加傾向としています。

自立訓練（生活訓練）は、市外の事業所の利用が可能となったことから、毎年利用者が増加すると見込んで、平成29年度には月あたり6人、72人日の利用を予定しています。

上段：月あたりの平均利用人数

下段：月あたりの平均利用日数

自立訓練 (機能訓練)	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	4人 88人日	5人 110人日	6人 132人日	3人 44人日	4人 58人日	5人 73人日
実績値	1人 21人日	3人 22人日	2人 29人日			
達成率	25.0% 23.9%	60.0% 20.0%	33.3% 22.0%			

上段：月あたりの平均利用人数

下段：月あたりの平均利用日数

自立訓練 (生活訓練)	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	1人	2人	3人	4人	5人	6人
	22人日	44人日	66人日	48人日	60人日	72人日
実績値	1人	2人	3人			
	4人日	25人日	36人日			
達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
	18.2%	56.8%	54.5%			

◎療養介護

医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。

【現状と課題】

平成23年度から養父市にある公立八鹿病院等において、サービスを提供できるようになり、利用者が増加しています。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

引き続き療養介護を利用継続することが予測されることから、実績とほぼ同じ人数を見込んでいます。

月あたりの平均利用人数

療養介護	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	8人	10人	15人	14人	14人	14人
実績値	14人	14人	13人			
達成率	175.0%	140.0%	86.7%			

(2) 地域生活支援事業

市区町村や都道府県が地域の実情に応じて行う事業です。

① 意思疎通支援

聴覚、言語障害、音声障害、視覚等の障害により、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳、音声訳等による支援事業などを行うものです。

【現状と課題】

手話通訳者の派遣、及び要約筆記者の派遣を行っています。ニーズにはすべて対応しており、更なる啓発活動を図るとともに、過大となっている計画値を見直す必要があります。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

これまでの実績に基づいて、今後のサービスの利用を見込んでいます。本市では手話奉仕員9人および要約筆記者12人を登録しており、各年度5人の利用を見込んでいます。手話通訳者については、平成28年度以降に1人の設置を見込みます。

年間の実利用人数

意思疎通支援	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	50人	50人	50人	5人	6人	6人
実績値	0人	7人	3人			
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	0人	7人	3人			
手話通訳者設置事業	0人	0人	0人			
達成率	0%	14.0%	6.0%			

② 手話奉仕員養成研修

◎手話奉仕員養成研修

聴覚等に障害のある人の日常生活や社会生活を支えるために、手話の技能を習得する機会を設けて支援します。

【現状と課題】

平成26年度に6人の参加の実績があります。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

今後の利用ニーズの増大を踏まえ、平成27年度に6人の参加を見込み、平成28年度及び平成29年度はともに10人を見込んでいます。

年間の登録者数

手話奉仕員 養成研修事業	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	—	—	—	6人	10人	10人
実績値	0人	0人	6人			

③ 日常生活用具給付等

重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業です。

◎介護訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、障害のある人（児）の身体介護を支援する用具や、障害のある子どもが訓練に用いる椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。

◎自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害のある人（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

◎在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害のある人（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

◎情報・意思疎通支援用具

点字器や人工咽頭などの、障害のある人（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

◎排泄管理支援用具

ストマ用装具などの障害のある人（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

◎居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障害のある人（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

【現状と課題】

排泄管理支援用具は、近年ストマ用装具の利用者が増加していることから、計画値に比べて、実績は大きく増加しています。他のサービス利用については、計画値を下回っていますが、いずれも該当すれば全て支給しています。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

これまでの実績を勘案して、今後のサービス利用量を見込んでいます。排泄管理支援用具以外は、実績に基づき毎年同数としていますが、排泄管理支援用具は近年増加傾向にあることから、年間5件ずつの増加を見込み、平成29年度においては665件としています。

		第3期計画期間			第4期計画期間		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練 支援用具	計画値	10件	11件	12件	4件	4件	4件
	実績値	9件	0件	4件			
	達成率	90.0%	0.0%	33.3%			
自立生活 支援用具	計画値	9件	10件	11件	3件	3件	3件
	実績値	2件	3件	4件			
	達成率	22.2%	30.0%	36.4%			
在宅療養等 支援用具	計画値	16件	17件	18件	14件	14件	14件
	実績値	8件	20件	14件			
	達成率	50.0%	117.6%	77.8%			
情報・意思 疎通支援用 具	計画値	16件	17件	18件	10件	10件	10件
	実績値	13件	8件	10件			
	達成率	81.3%	47.1%	55.6%			
排泄管理 支援用具	計画値	480件	490件	500件	655件	660件	665件
	実績値	682件	618件	650件			
	達成率	142.1%	126.1%	130.0%			
居宅生活動 作補助用具 (住宅改修 費)	計画値	4件	5件	6件	3件	3件	3件
	実績値	3件	4件	3件			
	達成率	75.0%	80.0%	50.0%			

④ 移動支援

◎移動支援事業

移動支援事業とは、屋外での移動に困難がある障害者（児）が外出する支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

【現状と課題】

平成24年度から平成26年度で、年間22人程度と利用者は横ばいですが、利用時間は減少傾向にあります。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

これまでの利用実績に基づき、今後のサービス量を見込んでいます。来年度は1人増加の23人、874時間/年で、平成29年度には25人、950時間/年の増加としています。

上段：年間の利用人数 下段：年間の利用時間

移動支援事業	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	60人	70人	80人	23人	24人	25人
	2,500時間	3,000時間	3,500時間	874時間	912時間	950時間
実績値	21人	22人	22人			
	1,021時間	857時間	836時間			
達成率	35.0%	31.4%	27.5%			
	40.8%	28.6%	23.9%			

⑤ 自発的活動支援事業

◎自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

【現状と課題】

平成25年4月から必須事業となっておりますが、第3期においては、実績はありませんでした。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

平成29年度において実施を見込んでいます。

実施の有無

自発的活動 支援事業	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	—	—	—	無	無	有
実績値	—	無	無			

⑥ 地域活動支援センター

◎地域活動支援センター

障害のある人で、雇用されることが困難な人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。

【現状と課題】

平成24年度は利用できる施設がありませんでしたが、平成25年度から市外の事業所においてサービスの利用ができるようになりました。

また平成26年には、市内に地域活動支援センターおいでが開設され、平成26年度の市内利用者数は144人と見込まれるなど、大幅な利用増加となっています。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

平成27年度以降も一定のニーズがあることを踏まえ、市内で1か所、120人、市外で2か所、24人を見込んでいます。

基礎的事業：年間の実利用人数 機能強化事業：箇所数

地域活動支援 センター事業	第3期計画期間（基礎的事業）			第3期計画期間（機能強化事業）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画値	24人	24人	24人	1カ所	1カ所	1カ所
実績値	-	12人	168人	0カ所	0カ所	0カ所
達成率	-	50.0%	700.0%	0%	0%	0%

上段：箇所数 下段：年間の利用人数

地域活動支援センター事業	第3期計画期間（実績値）			第4期計画期間（計画値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市 内	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	0人	0人	144人	120人	120人	120人
市 外	0か所	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	0人	12人	24人	24人	24人	24人

⑦ その他の事業

実施事業名	内 容
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援または自立訓練を利用している人、障害者自立支援法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を支給します。
生活訓練事業	日常生活上必要な訓練や指導等を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等の充実や障害者スポーツの普及を図るために、各種教室やスポーツ大会を開催します。
手話奉仕員養成事業 要約筆記奉仕員養成事業	障害のある人との交流活動の促進とともに、広報活動の支援者として期待される手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成研修を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造費用の一部を助成します。
日中一時支援事業 （日中一時預り）	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害のある人の日中における活動の場を提供します。

(3) 障害児支援

◎児童発達支援

児童発達支援センター等の施設を利用し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

◎医療型児童発達支援

上肢・下肢または体幹の機能の障害のある児童に対し、医療型児童発達支援センター等の施設を利用し、児童発達支援及び治療を行います。

◎放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。

◎保育所等訪問支援

保育所等を利用中または今後利用予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

【現状と課題】

就学前の児童発達支援は、養父市にあるエスポワールこじかで実施しています。放課後等デイサービスは、YOU・愛センターの1事業所で実施していましたが、平成26年度から放課後等デイサービスひまわりが開設され、2事業所で実施しています。

保育所等訪問支援と医療型児童発達支援は実施されておらず、専門職の確保などが課題となっています。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

児童発達支援は、平成24年度から平成26年度実績を勘案して、平成27年度以降の見込量を算定しています。事業所数は現在と同じ1事業所ですが、毎年1人ずつ利用者が増加するとし、平成29年には月あたりの平均利用人数31人、平均利用日数77人日の増加傾向として見込んでいます。

医療型児童発達支援は、現在は実施事業所は無いものの、平成29年度までに整備するとして、平成29年度には月あたり平均1人の利用人数（利用日数4人日）を見込んでいます。

放課後等児童デイサービスは、これまでの実績に加えて、平成26年度に放課後等デイサービスひまわり（定員10人）が開設されたことにより、その増加分も上乗せして見込んでいます。

保育所等訪問支援は、現在は実施されていないものの、平成27年度以降整備を進め、平成28年度に1人、平成29年度には2人の月あたり平均利用人数を見込んでいます。

上段：月あたりの平均利用人数 下段：月あたりの平均利用日数

児童発達支援	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	40人	45人	50人	29人	30人	31人
	63人日	72人日	85人日	72人日	75人日	77人日
実績値	28人	27人	28人			
	65人日	20人日	71人日			
達成率	70.0%	60.0%	56.0%			
	103.2%	27.8%	83.5%			

上段：月あたりの平均利用人数 下段：月あたりの平均利用日数

医療型児童発達支援	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	1人	2人	3人	0人	0人	1人
	4人日	8人日	12人日	0人日	0人日	4人日
実績値	0人	0人	0人			
	0人日	0人日	0人日			
達成率	0.0%	0.0%	0.0%			
	0.0%	0.0%	0.0%			

上段：月あたりの平均利用人数 下段：月あたりの平均利用日数

放課後等デイサービス	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	40人	45人	50人	43人	47人	50人
	472人日	654人日	905人日	419人日	458人日	487人日
実績値	43人	38人	38人			
	253人日	300人日	370人日			
達成率	107.5%	84.4%	76.0%			
	53.6%	45.9%	40.9%			

第3章 第3期計画の実績と第4期計画の取り組み

上段：月あたりの平均利用人数 下段：月あたりの平均利用日数

保育所等訪問支援	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	1人	5人	10人	0人	1人	2人
	4人日	20人日	40人日	0人日	2人日	10人日
実績値	0人	0人	0人			
	0人日	0人日	0人日			
達成率	0.0%	0.0%	0.0%			
	0.0%	0.0%	0.0%			

目標3 グループホーム等の充実と入所等から地域生活への移行促進

(1) 自立支援給付

① 共同生活援助（グループホーム）

◎共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄または食事の介助、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

【現状と課題】

現在事業所がグループホームもみの木・かしの木・かしの木Ⅱ、エイコーン市内4カ所（定員23人）となっており、計画値を超えています。グループホームへのニーズは高く、障害があっても地域で暮らし続けるためにも、身近な場所に設置することが求められています。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

これまでの実績を勘案した上で、今後の見込量を出しています。平成28年度には新規事業所の開設（定員8名）を見込み、その増加分も上乗せして推計しています。平成29年度には5事業所において、月あたり平均42人の利用人数を見込んでいます。

月あたりの平均利用人数

共同生活援助 （グループ ホーム）	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	22人	25人	28人	33人	39人	42人
実績値	29人	33人	33人			
達成率	131.8%	132.0%	117.9%			

② 施設入所支援

◎施設入所支援

施設に入所する障害者に対して、主として夜間に、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【現状と課題】

現在、真生園にて実施していますが、利用者は増加傾向にあり、地域移行はあまり進んでいません。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

平成24年度から26年度実績を勘案して、平成27年度以降の見込量を出しています。施設入所については、整備計画もなく、他市の施設入所の定員状況から推計しています。平成28年度以降に地域移行が促進することを予測して、毎年1人の減少を見込んでおり、平成29年度は68人としています。

月あたりの平均利用人数

施設入所支援	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	65人	63人	60人	70人	69人	68人
実績値	65人	71人	70人			
達成率	100.0%	112.7%	116.7%			

(2) 入院・入所者の地域移行支援

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第3期計画の実績】

平成26年2月28日現在の施設入所者数は71人で、基準日（平成17年10月1日）からの地域生活移行数は0人です。当初目標は19人でしたが、達成できていません。また施設入所者数は、基準値の66人に対して、70人と4人の増加（6.1%増）となっています。

区 分	人 数	備 考
平成17年の入所者（A） ※身体障害者更生施設を除く	66人	
平成23年度現在における入所者数	65人	
平成23年度現在における地域生活移行者数	10人	
【目標値】目標年度における入所者数（B）	60人	
内訳 新規入所者数	4人	
施設から地域生活移行者数	9人	
【目標値】入所者削減見込み（A-B）	6人 (9.1%)	括弧内は基準値からの削減率。国目標10%
【目標値】地域生活移行者数	19人 (28.8%)	括弧内は基準値からの移行率。国目標30%
平成26年度末見込の施設入所者数	70人	
【実績値】入所者削減見込み	4人増 (6.1%増)	
【実績値】地域生活移行者数	0人 (0.0%)	

【第4期計画における目標人数】

＜国の基本方針＞

国においては、福祉施設から地域生活への移行促進の成果目標として、「平成25年度末時点の施設入所者の12.0%以上を地域生活へ移行」すること、「平成25年度末時点の施設入所者の4.0%以上を削減」することが目標として設定されています。

＜市の目標人数＞

本市では、平成25年度末の施設入所者数が71人で、本市の実情に応じて、今後9.9%に相当する7人を平成29年度末までに地域生活へ移行することを目標人数とします。

また、福祉施設の入所者数についても、平成25年度末と比較して4.2%の削減となる3人を目標人数とします。

項目	実績または数値目標	削減率
平成25年度末の施設入所者数	71人	—
平成29年度末までの地域移行の目標人数	7人	9.9%
削減見込み者数	3人	4.2%

②入院中の精神障害者の地域生活への移行

【第3期計画の目標人数と実績】

兵庫県からの情報による退院者のうち、家庭やグループホーム、ケアホームの地域移行により支援の必要な者は、平成24年度15人、平成25年度15人、平成26年度17人であり、3年間では47人となります。

実績値では、地域生活へ移行した人数は、各平成26年度1人です。

【第4期計画における目標人数】

入院後3ヵ月、入院後1年時点の退院率の上昇及び在院期間1年以上の長期在院者数の減少を目標とし、地域移行・地域定着支援事業を活用し、病院から地域生活へ移行することを目標としています。

地域移行支援と地域定着支援は、平成26年度までは実績1人ですが、平成28年度以降に順次計画相談を実施することを見込んで、平成28年度には月あたりの利用人数を2人、平成29年度には3人を見込んでいます。

③障害者の地域生活の支援拠点の整備

障害者の地域生活を支援するために、多機能型拠点構想として地域生活支援拠点の整備が国から示されています。居住支援機能と地域支援機能の面から、機能連携に基づく面的な整備を含めて一体的な整備の検討を進め、計画の最終年までに整備することとします。

④公営住宅を活用したグループホーム等の整備

【第3期計画の目標人数と実績】

第3期計画の目標達成については、平成26年度2月28日現在で、当初目標は6人でしたが、予定通りの整備ができなかったため、0人となっています。

【第4期計画における目標人数】

第4期計画においては、地域生活への移行を促進するため、ニーズの高いグループホーム等の整備について、市営住宅担当部署や共同生活の支援を行う事業所との検討を進め、市営住宅を活用したグループホームの整備に努めます。障害者のニーズ調査から推計し、平成29年度には1カ所のグループホームの整備を見込んでいます。（定員は6人）

	区 分	人数
市営住宅を活用したグループホーム等の整備 (人分)	【目標値】 目標年度における整備数	6人
	【実績値】 平成26年度末見込みの整備数	0人
	【目標値】 平成29年度における整備数と人数	1カ所 6人

目標4 福祉施設から一般就労への移行等の促進

(1) 自立支援給付

①就労移行支援

◎就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生産活動の機会の提供を行います。

【現状と課題】

これまで市内事業所が休止し、サービスの提供ができない状況が続いていましたが、平成26年10月から第2和生園が開所となり、実施が可能となっています。計画値には及びませんが、平成26年度においては、平成25年度よりも大幅な増加となっています。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

平成24年度から平成26年度までの実績を勘案して、平成27年度以降の見込量を出しています。今後も増加傾向が続くとして、毎年1人ずつ増加し、平成29年度には月あたりの利用人数は12人、平均利用日数は204人日としています。

上段：月あたり平均利用人数 下段：月あたり平均利用日数

就労移行支援	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	5人	10人	15人	10人	11人	12人
	110人日	220人日	330人日	170人日	187人日	204人日
実績値	1人	3人	9人			
	17人日	51人日	153人日			
達成率	20.0%	30.0%	60.0%			
	15.5%	23.2%	46.4%			

②就労継続支援

◎就労継続支援（A型）

雇用契約に基づき就労の機会が提供され、一般就労に必要な知識・能力などを高めることで、一般就労につなげる支援です。

◎就労継続支援（B型）

雇用契約は結ばないで、就労の機会が提供されます。就労に必要な知識・能力を高めながら、就労に向けた支援が提供されます。

【現状と課題】

就労継続支援（A型）は、市内に事業所がなく、市外の事業所を利用しており、利用者および利用日数は増えていません。近隣市を含めて整備に向けて、対応を検討することが求められています。

就労継続支援（B型）は、毎年1カ所ずつ事業所が増え、あさごふれ愛の郷（あおぞら、かがやき、あさひ）、和生園、第2和生園、RAKURAKUの現在6カ所の事業所で実施されています。

【今後のサービス見込量と確保の方策】

就労継続支援（A型）は、これまでの実績から増加傾向が続くと見込んで、平成27年度より毎年1人ずつの増加としています。平成29年度には月あたりの平均利用人数5人、平均利用日数は68人日と見込んでいます。

就労継続支援（B型）は、これまでの実績に加えて、平成26年度に第2和生園（定員6名）が開設され、5カ所の事業所となったことから、その増加分を上乗せして設定しています。平成29年度には月あたりの平均利用人数92人、平均利用日数1,564人日と見込んでいます。

上段：月あたり平均利用人数 下段：月あたり平均利用日数

就労継続支援 （A型）	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	1人	2人	3人	3人	4人	5人
	22人日	44人日	66人日	41人日	54人日	68人日
実績値	0人	3人	2人			
	0人日	37人日	27人日			
達成率	0.0%	150.0%	66.7%			
	0.0%	84.1%	40.9%			

上段：月あたり平均利用人数 下段：月あたり平均利用日数

就労継続支援 （B型）	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	76人	84人	90人	87人	89人	92人
	1,457人日	1,791人日	2,200人日	1,479人日	1,513人日	1,564人日
実績値	78人	79人	85人			
	1,145人日	1,374人日	1,445人日			
達成率	102.6%	94.0%	94.4%			
	78.6%	76.7%	65.7%			

(2) 福祉施設からの一般就労への移行支援等

①福祉施設利用者の一般就労への移行等

【第3期計画の実績】

平成26年度の福祉施設から一般就労への移行者数は、2人と目標の4人を2人下回っています。

区 分	人数	備考
平成17年度の一般就労移行者数	0人	
【目標値】目標年度における一般就労移行者数	4人	国目標は平成17年度実績の4倍以上
【実績値】平成26年度末見込みの一般就労移行者数	2人	

【第4期計画の目標人数】

<国の基本方針>

国においては、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、福祉施設から一般就労への移行者数を、平成29年度末には「平成24年度実績の2倍」とすることが望ましいとしています。

また、「就労移行支援事業の利用者を平成25年度末の利用者の6割以上増加」することを目標として設定しています。

<市の目標人数>

本市においては、平成29年度末の福祉施設利用者から一般就労に移行する人を、平成24年度実績の0人から、9人になると見込んでいます。

また、就労移行支援事業の利用者は、平成29年度末で12人と設定しています。これは、平成25年度の実績3人の4倍にあたります。

項 目	実績または 数値目標	倍 率	備 考
平成24年度の一般就労移行者数	0人	—	
平成29年度末の一般就労移行者数	9人	—	
平成25年度の就労移行支援事業利用者数(①)	3人	—	
平成29年度末の就労移行支援事業利用者数(②)	12人	4倍	② / ①
就労継続支援(A型：雇用型)事業の利用者数	5人	—	

②県・市町の知的・精神障害者の採用等

本市では、現在採用している障害者は、7人であり、知的障害者・精神障害者の採用は無く、全員が身体障害者となっています。平成22年度には12人の身体障害者を採用していましたが、採用は減少しています。

今後の採用目標については、平成29年度には10人を目標とします。県の目標との整合性を図り、市職員採用担当部署へ働きかけるとともに、協議検討し、身体障害者だけでなく知的障害者・精神障害者の採用を促進するよう努めます。

区 分	人数	備 考
【第3期目標値】 市で採用する障害者数 (正規・非正規・実習)	平成26年度【目標】	12人
	内訳 身体障害者	10人
	知的障害者 精神障害者	1人 1人
【第3期実績値】 市で採用している障害者 (正規・非正規・実習)	平成26年度末見込み【実績】	7人
	内訳 身体障害者	7人
	知的障害者 精神障害者	0人 0人
【第4期目標値】 市で採用している障害者 (正規・非正規・実習)	平成29年度【目標】	10人
	内訳 身体障害者	7人
	知的障害者 精神障害者	2人 1人

③県・市の福祉的就労の商品等の優先発注等

本市では、福祉施設との委託契約により、市指定ゴミ袋の発注と公用封筒等への点字打刻の業務を委託しています。契約件数は目標数に達していませんが、契約金額は目標数値を充たしています。

引き続き、福祉的就労を推進するために委託業務の拡大と共に、福祉的就労の賃金の増額を図るため、福祉施設の商品等の優先発注に努めます。また、独自商品の紹介等にも努めていきます。

区 分		件数/金額
【第3期目標値】 平成26年度	福祉施設との随意契約による市町事業委託等の契約件数	3件
	上記の金額	10,000千円
【第3期実績値】 平成26年度末 見込み	福祉施設との随意契約による市町事業委託等の契約件数	2件
	上記の金額	10,170千円
【第4期目標値】 平成29年度	福祉施設との随意契約による市町事業委託等の契約件数	4件
	上記の金額	10,600千円

④就労支援に関する相談等

項 目	内 容
障害のある人の雇用に関する啓発活動の充実	<p>市内の事業主に対し、さまざまな媒体を通じて、障害のある人の雇用率や各種助成制度の周知・普及を図るとともに、障害や障害のある人に対する正しい理解など、啓発活動の充実に努めます。</p> <p>また、公共職業安定所（ハローワーク）において、障害のある人の雇用管理や職場環境整備、特例子会社設立等に関する相談を実施していることなどについても、企業への周知に努めます。</p>
職業相談・紹介窓口等の周知・利用促進	<p>障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所（ハローワーク）が行う職業相談・職業紹介窓口等の利用促進を図るために、周知に努めます。</p>
求職活動支援の充実	<p>障害福祉サービスにおける「就労移行支援」を実施するサービス提供事業者と公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関が連携し、職業指導や職業紹介、求人開拓、各種の援護制度（職場適応訓練、公共職業訓練、ジョブコーチによる支援、障害者試行雇用事業等）の活用など、雇用の促進に努めます。</p>
職場適応支援の充実	<p>兵庫障害者職業センターなどの関係機関との連携のもとで、ジョブコーチによる就業面の支援とともに、生活面の支援を実施し、就職後の職場への定着を促進します。</p>
市における障害のある人の採用	<p>市役所の障害者雇用率は、平成25年6月現在で1.96%となっており、法定雇用率2.3%を下回っていますが、今後も障害のある人の就労の場を提供する観点から、さらなる採用に努めます。</p>

1 障害者を中心とした推進体制

本計画の基本理念「障害のある人もない人も、ともに助け合い、安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、障害者を中心にして、朝来市社会福祉協議会、サービス事業提供者、民生委員・児童委員、ボランティア団体、教育や医療関係者、行政機関などが相互に連携した支援体制を図り、計画推進に取り組みます。

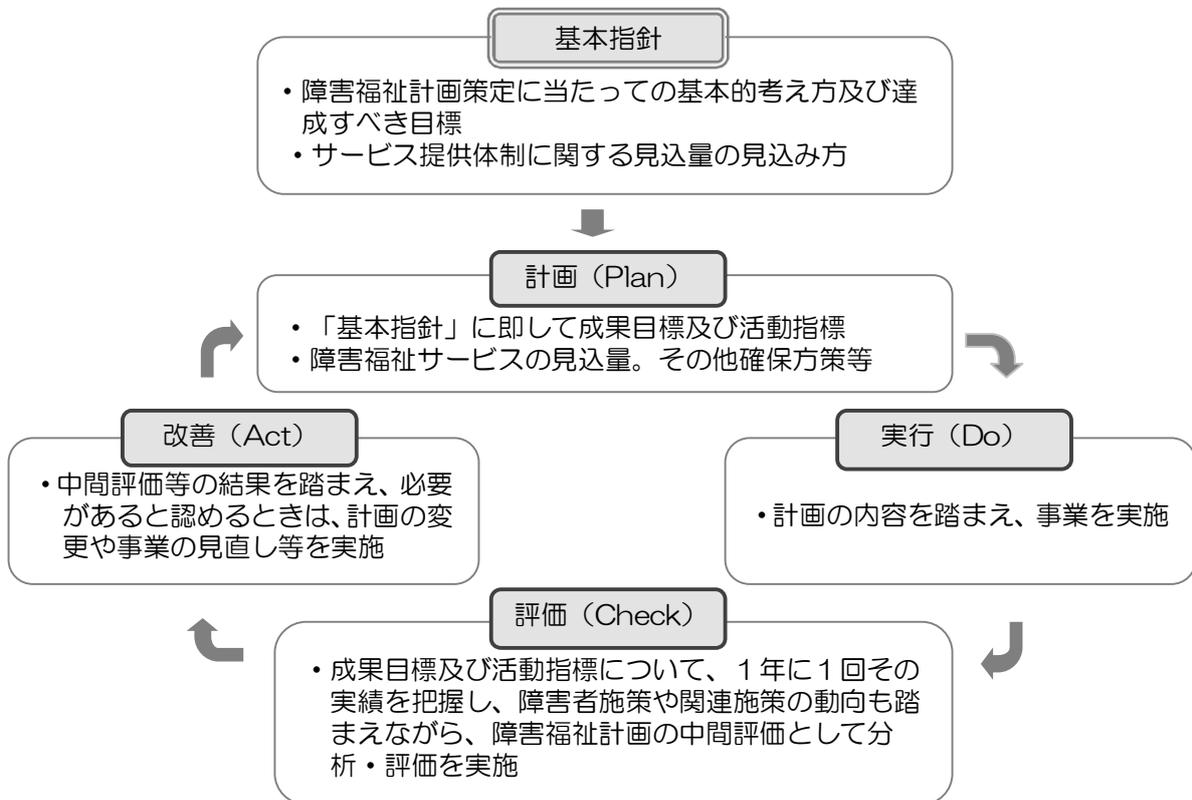
また計画の理念を広く市民に知って頂き、障害のある人もない人も共に生きる地域社会の実現に向けて、計画の広報や啓発に努めます。

2 計画の点検・評価

計画の着実な推進のために、PDCA サイクルに基づいた点検・評価の仕組みを実行します。成果目標や活動指標について、少なくとも年1回はその実績を把握し、関係機関で協議を行います。また養父市と共同設置している「南但馬自立支援協議会」においても、毎年意見をお聞きし、評価を受けるものとします。

こうした一連のサイクル、計画(Plan)、実施・実行(Do)、点検・評価(Check)、処置・改善(Action)を実行することによって、必要に応じて計画数値や施策の見直しを行い、計画の着実な推進に努めます。

「PDCAマネジメントサイクル」に基づく、計画の評価・点検



資料編

朝来市障害福祉計画策定委員会の経過

開催日	会議等	内 容
平成26年12月11日	第1回朝来市障害福祉計画策定委員会	1. 委嘱状交付 2. 会長・副会長の選出 3. 協議事項 (1) 障害福祉計画について (2) 朝来市における障害者福祉の現状について (3) 計画策定スケジュールについて (4) その他
平成27年1月29日	第2回朝来市障害福祉計画策定委員会	協議事項 (1) 第4期朝来市障害福祉計画素案について 目標1 相談支援・療育体制の充実及び強化 目標2 希望するサービスの確保 目標3 グループホーム等の充実と入所等から地域生活への移行促進 目標4 福祉施設から一般就労への移行等の促進 (2) パブリックコメントについて (3) その他
平成27年2月3日～20日	パブリックコメントの実施	朝来市のホームページに計画の素案を掲載し、また本庁及び各支所の窓口等で閲覧できるようにして意見を募集するパブリックコメントを実施し、幅広く市民からの意見を聞きました。
平成27年3月19日	第3回朝来市障害福祉計画策定委員会	1. パブリックコメントの結果について 2. 第4期朝来市障害福祉計画（案）について 3. その他

朝来市障害福祉計画策定委員会要綱

平成26年4月1日

告示第37号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定に基づき、朝来市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するため、朝来市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画策定のために必要な調査研究に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害保健福祉医療関係者
- (3) 行政機関及び公共的団体を代表する者
- (4) 市民公募により選考された者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

朝来市障害福祉計画策定委員会委員名簿

所 属	役 職 名	氏 名
朝来市医師会	副会長	◎三浦 治郎
南但歯科医師会	会長	田中 匠
朝来市民生委員児童委員連合会	副会長	前野 まさ彥
神戸聖隷福祉事業団	真生園施設長	○種谷 啓太
兵庫県社会福祉事業団	圏域コーディネーター	松岡 和哉
朝来市社会福祉協議会	会長	戸田 幸男
朝来市身体障害者福祉協会	会長	松下 憲司
朝来市手をつなぐ育成会	会長	藤本 義性
なんたんひまわり家族会	副会長	藤本 松野
兵庫県立和田山特別支援学校	進路指導部長	安達 忠良
豊岡公共職業安定所和田山分室	就職促進指導官	足立 陽一郎
兵庫県豊岡こども家庭センター	家庭・育成支援課長	井上 悦雄
兵庫県朝来健康福祉事務所	地域保健課長	二位 ゆかり
公募委員		東 日出夫

◎は会長、○は副会長

第4期朝来市障害福祉計画

平成27年3月

編集・発行 朝来市 健康福祉部 社会福祉課
〒669-5292
兵庫県朝来市和田山町東谷213-1
TEL：079-672-3301（代）
FAX：079-670-2057